

○神戸女学院大学ジェンダーインスティテュート 神戸女学院大学及び神戸女学院
大学大学院在学生の国際学会、国際会議等参加奨励金に関する規程

2024年3月27日

理事会制定

(目的)

第1条 在学生の国際学会、国際会議等参加奨励金（以下「奨励金」という。）は、神戸女学院大学及び神戸女学院大学大学院在学生の国際学会や国際会議への参加を推奨し、これを支援することを目的とする。支援を受けることのできる対象者は、海外で開催される公的なジェンダー関係の国際学会や国際会議に主催機関から正式の招聘があり、かつジェンダーインスティテュート所員からの推薦を受けた者とする。

(交付額)

第2条 奨励金は、年間総額10万円とする。1件あたりの奨励金の額は、5万円以内とする。

(申請期限)

第3条 奨励金の交付を希望する学生は、当該年度の1月31日までに所定の申請書（所員による推薦証明を含む）、旅行計画書、主催機関からの公的な招待状を、ジェンダーインスティテュートディレクターに提出しなければならない。

(審査)

第4条 奨励金の交付決定は、ジェンダーインスティテュート委員会における書類の審査による。

(成果の公表)

第5条 奨励金を受けた全ての学生は、翌年度末までに国際学会や国際会議等への参加で得られた成果を、学内での報告会等及び『ジェンダーインスティテュートジャーナル』において公表しなければならない。公表に際して、参加費用の一部としてジェンダーインスティテュートの奨励金の交付を受けた旨を明記しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、ジェンダーインスティテュート委員会、ジェンダーインスティテュート総会、学務委員会、教授会及び学院常務委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。